

新技術活用のねらい

○なぜ、新技術を活用するのか

公共工事等に関する優れた技術は、
公共工事等の品質の確保に貢献し、
良質な社会資本の整備を通じて、

- 豊かな国民生活の実現及びその安全の確保
- 環境の保全・良好な環境の創出
- 自立的で個性豊かな地域社会の形成

等に寄与するものであり、

優れた技術を持続的に創出していくためには、

**民間事業者等により開発された有用な新技術を
公共工事等において積極的に活用していくこと**

が重要である。

「公共工事等における新技術活用の促進について」
(平成 18 年 7 月 5 日付国官技第 86 号、国官総第 237 号)

新技術活用システム

○新技術活用システム(NETIS)

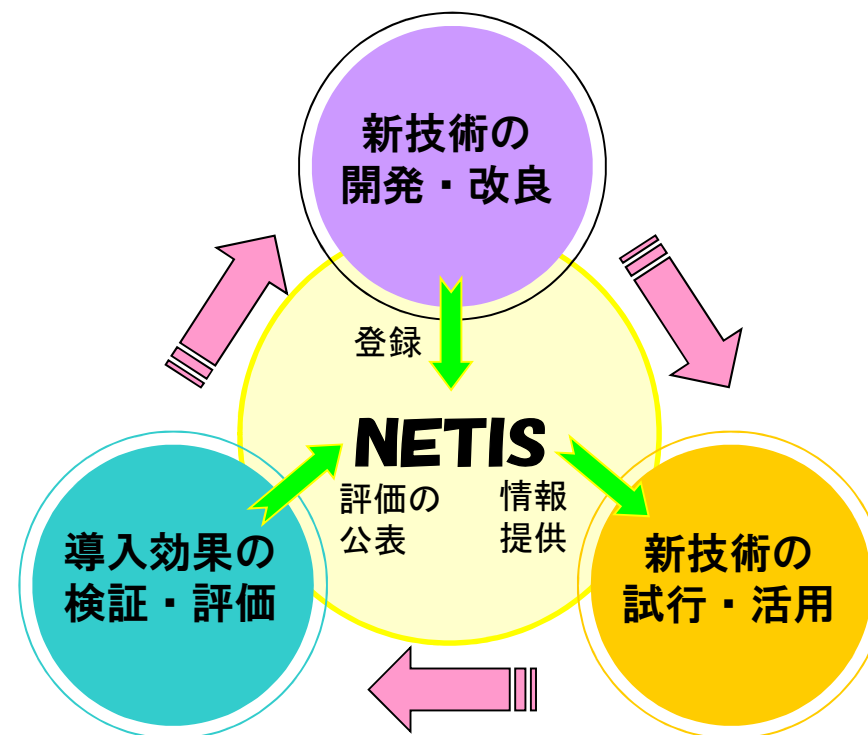
民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくためのシステム

新技術情報提供システムを中核とする

- ・新技術情報の収集と共有化
- ・直轄工事等での試行及び活用の手続き
- ・効果の検証・評価
- ・さらなる改良と技術開発

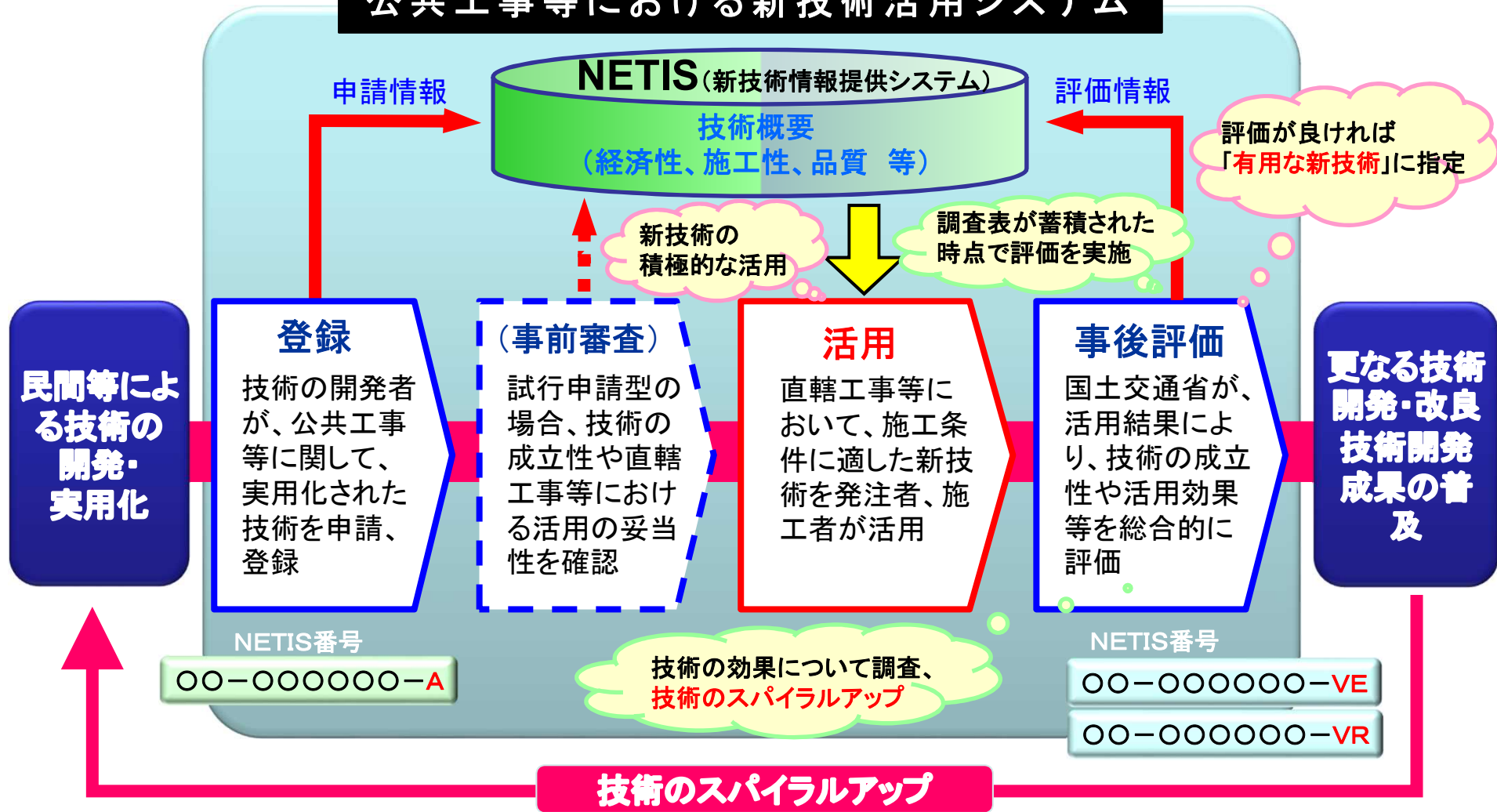
一連の流れを体系化したもの

新技術活用システム(イメージ)



平成18年8月より新技術の峻別による有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、事後評価に重点をおいた『公共工事等における新技術活用システム』として本格運用。

公共工事等における新技術活用システム



☆☆注意☆☆
NETIS掲載情報は、新技術活用にあたっての参考情報といった性格のものです。
登録技術であっても、当該技術に関して証明、認証するものではありません。

新技術活用システム

○新技術活用システムの6つの活用形式

①施工者選定型

◆施工者から契約前及び契約後に提案される型

②発注者指定型

◆発注者が具体的に技術を指定して活用する型

②発注者指定型
(選択肢提示型)

◆設計図書にテーマと複数の新技術を提示し、
契約後、施工者が新技術を選択する型

③試行申請型

◆開発者の申請により現場で確認する型

④フィールド提供型

◆ニーズに基づき新技術を募集して活用する型

⑤テーマ設定型
(技術公募)

◆ニーズに基づき新技術を募集して活用する型

NETIS掲載技術の分類

●活用効果調査が必要な技術

■ NETIS番号の後ろに”-A”が付与されている技術【事後評価未実施技術】

- 技術申請者が作成した新技術情報のみの技術。
- 「技術審査証明書」等がないものについては技術の成立性が確認されていない。

※NETIS「申請情報」は整備局がその内容について保証するものではありません
ので、使用する場合は申請者に確認が必要です。

■ NETIS番号の後ろに”-VR”が付与されている技術

- 国土交通省が活用前・後に評価した「評価情報」がある技術のうち、技術特性や重要度に応じ、活用効果調査及び評価を継続する必要があると選定した技術。

●活用効果調査が不要な技術

■ NETIS番号の後ろに”-VE”が付与されている技術

- 国土交通省が活用前・後に評価した「評価情報」がある技術のうち、活用効果調査及び評価を継続する必要がないと選定した技術。

NETIS掲載期間について

NETIS掲載期間について

- NETIS登録された翌年度から5年間(最長10年間)を掲載期間とする
- 評価会議で「VE」に指定された技術は、NETIS登録された翌年度から10年間を掲載期間とする
- 評価会議で「VR」に指定された技術の掲載期間は下表のとおり

登録年数	登録年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
NETIS登録		※1					掲載終了				
					調査表5件以上で評価実施(「A」から「VR」評価へ)						
1回目 評価登録		※2					掲載終了				
						調査表10件以上で評価実施(「VE」又は「VR」評価)					
2回目 評価登録		掲載終了									

※1 NETIS登録以降に活用効果調査表が5件に満たない場合は、5年間で掲載終了

※2 1回目評価以降に活用効果調査表が10件に満たない場合は、1回目評価の翌年度から5年間で掲載終了

必ず活用効果調査表を提出して下さい！！(VE技術除く)

活用促進技術

各地方整備局等の新技術活用評価会議が、優れた技術の活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定します。

活用促進技術は、活用効果評価において総合的に活用の効果が優れている技術、特定の性能又は機能が特に優れている技術、特定の地域のみで普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等に該当する技術から選考されます。

推奨技術

国土交通本省の新技術活用システム検討会議が、

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために、

準推奨技術

画期的な新技術を対象に

「推奨技術」あるいは「準推奨技術」として選定します。

評価促進技術

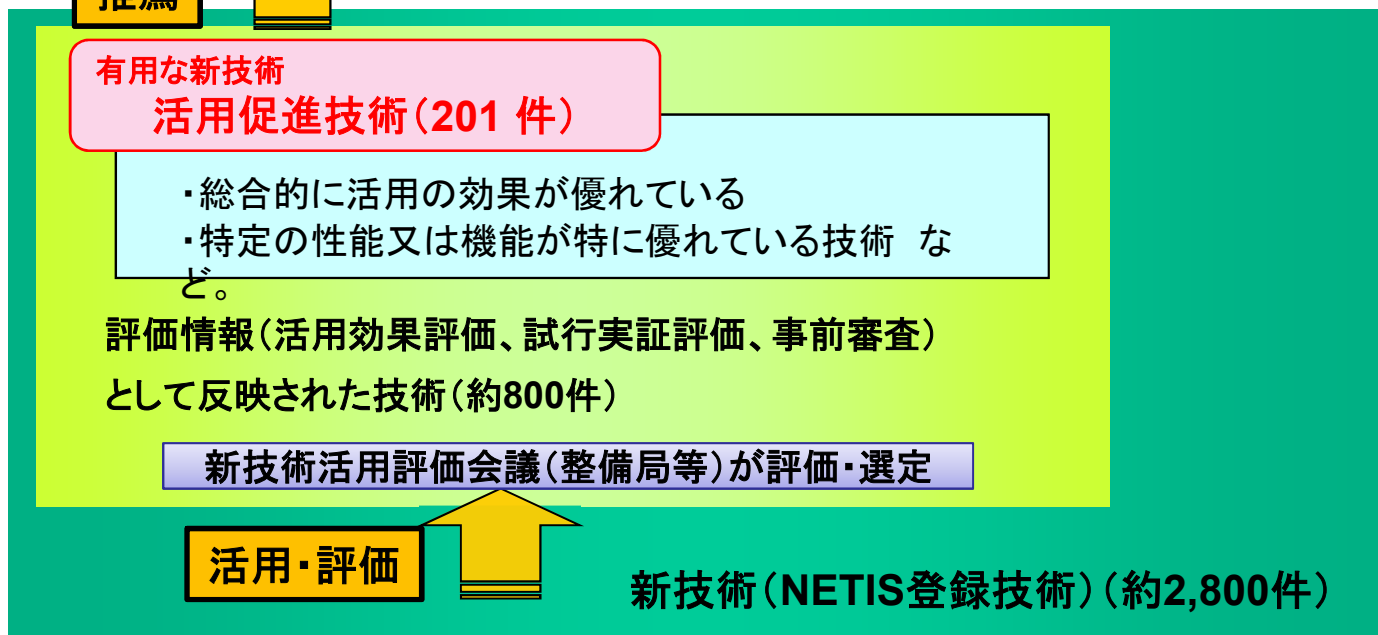
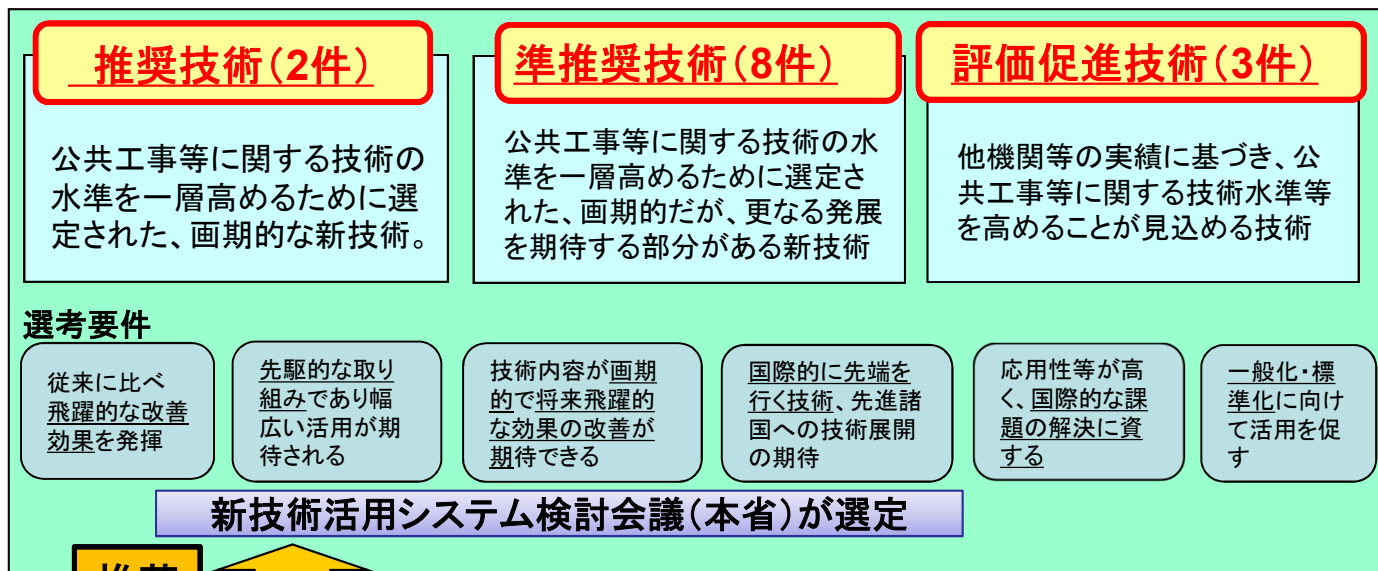
他機関等の実績に基づき、

公共工事等に関する技術水準等が高めることが見込める技術については

「評価促進技術」に位置づけられます。

新技術活用システム

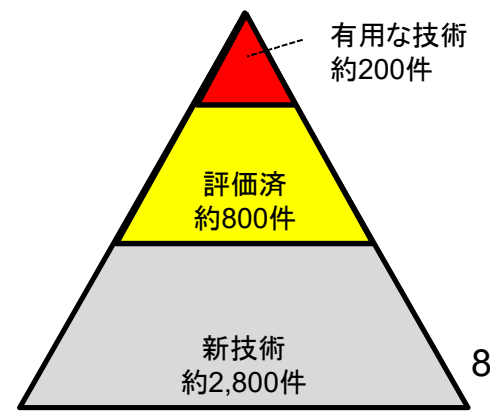
○技術評価と有用な新技術



有用な新技術のインセンティブ

- 工事発注時の総合評価方式での加点(当該工事へ効果が見込まれるもの)
- 工事成績評定での加点(発注者指定型を除く)
- 設計業務の比較検討において対象技術となる(共通仕様書に規定)

等



選定件数は令和4年4月時点